

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十三号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

第一条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。  
別表第一を次のように改める。

別表第一（第3条関係）

教 育 職 給 料 表（イ）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	201,900	222,700	300,200	325,900	415,600
	2	204,200	225,100	302,000	328,000	417,100
	3	206,500	227,500	303,800	330,100	418,600
	4	208,700	229,900	305,600	332,200	420,000
	5	211,000	232,300	307,400	334,200	421,300
	6	213,200	234,700	309,200	336,300	422,700
	7	215,400	237,100	311,000	338,400	424,100
	8	217,600	239,500	312,700	340,500	425,500
	9	219,800	241,900	314,400	342,500	426,900
	10	222,000	243,500	316,200	344,600	428,300
	11	224,200	245,100	318,000	346,700	429,700
	12	226,400	246,700	319,800	348,700	431,000
	13	228,600	248,300	321,700	350,700	432,300
	14	230,700	249,800	323,500	352,200	433,700
	15	232,800	251,200	325,300	353,700	435,100
	16	234,900	252,600	327,000	355,200	436,500
	17	237,000	254,000	328,600	356,600	437,700
	18	238,800	255,200	330,500	358,000	439,000
	19	240,500	256,400	332,400	359,400	440,200
	20	242,200	257,600	334,300	360,800	441,500
	21	243,900	259,000	336,100	362,200	442,600
	22	245,200	260,200	338,100	363,500	443,700
	23	246,500	261,500	339,900	364,800	444,900
	24	247,800	262,800	341,700	366,100	446,100

25	249,000	264,100	343,400	367,300	447,400
26	250,100	266,000	345,100	368,600	448,600
27	251,200	267,800	346,700	369,800	449,600
28	252,300	269,600	348,300	371,000	450,700
29	253,500	271,300	349,900	372,200	451,900
30	254,800	273,500	351,200	373,400	452,700
31	256,000	275,700	352,400	374,600	453,500
32	257,200	277,900	353,600	375,700	454,400
33	258,300	280,100	354,900	376,800	455,300
34	259,500	282,300	356,300	378,000	455,800
35	260,700	284,500	357,700	379,200	456,300
36	261,900	286,600	359,000	380,300	456,800
37	263,100	288,600	360,300	381,400	457,300
38	264,300	290,500	361,700	382,600	
39	265,500	292,400	363,100	383,800	
40	266,700	294,200	364,400	384,900	
41	267,900	296,000	365,700	386,000	
42	269,000	297,900	367,100	387,200	
43	270,100	299,700	368,400	388,400	
44	271,200	301,400	369,700	389,500	
45	272,200	303,100	371,000	390,600	
46	273,000	304,900	372,200	391,800	
47	273,800	306,600	373,400	393,000	
48	274,600	308,200	374,600	394,200	
49	275,300	309,800	375,800	395,400	
50	276,100	311,500	377,000	396,700	
51	276,800	313,300	378,200	397,900	
52	277,500	315,000	379,400	399,100	
53	278,300	316,300	380,500	400,300	
54	279,100	318,200	381,700	401,600	
55	279,900	320,000	382,900	402,600	
56	280,600	321,700	384,100	403,700	
57	281,300	323,400	385,200	404,900	
58	282,100	325,300	386,500	406,100	
59	282,900	327,000	387,800	407,300	
60	283,600	328,700	389,000	408,500	
61	284,200	330,400	389,900	409,600	
62	284,900	332,200	391,100	410,600	
63	285,600	334,000	392,100	411,900	
64	286,200	335,700	393,200	413,100	
65	286,900	337,400	394,000	414,300	
66	287,600	338,700	395,100	415,400	
67	288,300	340,000	396,100	416,500	
68	289,000	341,300	397,100	417,600	
69	289,700	342,800	398,200	418,600	
70	290,500	344,300	399,200	419,800	
71	291,200	345,800	400,300	421,000	
72	291,900	347,300	401,400	422,200	
73	292,400	348,700	402,400	422,800	
74	293,100	350,200	403,500	423,600	
75	293,800	351,700	404,600	424,300	
76	294,400	353,200	405,600	424,800	
77	295,000	354,600	406,500	425,100	
78	295,700	356,100	407,400	425,400	

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤

79	296,300	357,600	408,400	425,800
80	296,900	359,100	409,400	426,200
81	297,500	360,500	410,200	426,500
82	298,100	361,800	411,000	426,900
83	298,700	363,100	411,700	427,200
84	299,300	364,300	412,500	427,500
85	299,800	365,500	413,200	427,800
86	300,300	366,700	413,800	428,200
87	300,800	367,900	414,500	428,500
88	301,300	369,000	415,200	428,800
89	301,700	370,100	415,800	429,100
90	302,300	371,200	416,500	429,400
91	302,800	372,300	417,000	429,700
92	303,300	373,400	417,600	429,900
93	303,600	374,500	418,000	430,100
94	304,100	375,700	418,400	
95	304,600	376,800	418,700	
96	305,000	377,900	419,000	
97	305,400	378,900	419,200	
98	305,900	379,900	419,500	
99	306,400	380,800	419,800	
100	306,800	381,700	420,000	
101	307,200	382,500	420,200	
102	307,600	383,500	420,500	
103	308,000	384,400	420,800	
104	308,300	385,300	421,000	
105	308,500	386,100	421,200	
106	308,800	387,000	421,500	
107	309,100	387,900	421,800	
108	309,300	388,800	422,000	
109	309,500	389,600	422,200	
110	309,700	390,600	422,500	
111	310,000	391,500	422,800	
112	310,300	392,400	423,000	
113	310,500	393,000	423,200	
114	310,700	393,900	423,500	
115	310,900	394,800	423,800	
116	311,200	395,700	424,000	
117	311,500	396,500	424,200	
118	311,700	397,200		
119	312,000	398,000		
120	312,300	398,800		
121	312,500	399,400		
122	312,700	400,100		
123	312,900	400,800		
124	313,200	401,400		
125	313,500	402,000		
126		402,700		
127		403,200		
128		403,800		
129		404,400		
130		405,000		
131		405,500		
132		406,000		

務職  
員以  
外の  
職員

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	157	基準 給料月額	412,800	基準 給料月額	332,000	基準 給料月額	413,900																				
		円		円		円																					
133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156	231,700	基準 給料月額	278,000	基準 給料月額	305,400	基準 給料月額	413,900																				
		円	円	円	円																						
		406,300	406,600	406,900	407,200	407,500	407,800	408,100	408,400	408,700	409,000	409,300	409,600	409,800	410,100	410,400	410,600	410,800	411,100	411,400	411,600	411,800	412,100	412,400	412,600		
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額とは、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第二条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第3条関係)

教育職給料表 (イ)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1 2 3 4 5 6 7 8	1	201,900	222,700	321,700	350,700	437,700
	2	204,200	225,100	323,500	352,200	439,000
	3	206,500	227,500	325,300	353,700	440,200
	4	208,700	229,900	327,000	355,200	441,500
	5	211,000	232,300	328,600	356,600	442,800
	6	213,200	234,700	330,500	358,000	443,700
	7	215,400	237,100	332,400	359,400	444,900
	8	217,600	239,500	334,300	360,800	446,100

9	219,800	241,900	336,100	362,200	447,400
10	222,000	243,500	338,100	363,500	448,600
11	224,200	245,100	339,900	364,800	449,600
12	226,400	246,700	341,700	366,100	450,700
13	228,600	248,300	343,400	367,300	451,900
14	230,700	249,800	345,100	368,600	452,700
15	232,800	251,200	346,700	369,800	453,500
16	234,900	252,600	348,300	371,000	454,400
17	237,000	254,000	349,900	372,200	455,300
18	238,800	255,200	351,200	373,400	455,800
19	240,500	256,400	352,400	374,600	456,300
20	242,200	257,600	353,600	375,700	456,800
21	243,900	259,000	354,900	376,800	457,300
22	245,200	260,200	356,300	378,000	
23	246,500	261,500	357,700	379,200	
24	247,800	262,800	359,000	380,300	
25	249,000	264,100	360,300	381,400	
26	250,100	266,000	361,700	382,600	
27	251,200	267,800	363,100	383,800	
28	252,300	269,600	364,400	384,900	
29	253,500	271,300	365,700	386,000	
30	254,800	273,500	367,100	387,200	
31	256,000	275,700	368,400	388,400	
32	257,200	277,900	369,700	389,500	
33	258,300	280,100	371,000	390,600	
34	259,500	282,300	372,200	391,800	
35	260,700	284,500	373,400	393,000	
36	261,900	286,600	374,600	394,200	
37	263,100	288,600	375,800	395,400	
38	264,300	290,500	377,000	396,700	
39	265,500	292,400	378,200	397,900	
40	266,700	294,200	379,400	399,100	
41	267,900	296,000	380,500	400,300	
42	269,000	297,900	381,700	401,600	
43	270,100	299,700	382,900	402,600	
44	271,200	301,400	384,100	403,700	
45	272,200	303,100	385,200	404,900	
46	273,000	304,900	386,500	406,100	
47	273,800	306,600	387,800	407,300	
48	274,600	308,200	389,000	408,500	
49	275,300	309,800	389,900	409,600	
50	276,100	311,500	391,100	410,600	
51	276,800	313,300	392,100	411,900	
52	277,500	315,000	393,200	413,100	
53	278,300	316,300	394,000	414,300	
54	279,100	318,200	395,100	415,400	
55	279,900	320,000	396,100	416,500	
56	280,600	321,700	397,100	417,600	
57	281,300	323,400	398,200	418,600	
58	282,100	325,300	399,200	419,800	
59	282,900	327,000	400,300	421,000	
60	283,600	328,700	401,400	422,200	
61	284,200	330,400	402,400	422,800	
62	284,900	332,200	403,500	423,600	

63	285,600	334,000	404,600	424,300
64	286,200	335,700	405,600	424,800
65	286,900	337,400	406,500	425,100
66	287,600	338,700	407,400	425,400
67	288,300	340,000	408,400	425,800
68	289,000	341,300	409,400	426,200
69	289,700	342,800	410,200	426,500
70	290,500	344,300	411,000	426,900
71	291,200	345,800	411,700	427,200
72	291,900	347,300	412,500	427,500
73	292,400	348,700	413,200	427,800
74	293,100	350,200	413,800	428,200
75	293,800	351,700	414,500	428,500
76	294,400	353,200	415,200	428,800
77	295,000	354,600	415,800	429,100
78	295,700	356,100	416,500	429,400
79	296,300	357,600	417,000	429,700
80	296,900	359,100	417,600	429,900
81	297,500	360,500	418,000	430,100
82	298,100	361,800	418,400	
83	298,700	363,100	418,700	
84	299,300	364,300	419,000	
85	299,800	365,500	419,200	
86	300,300	366,700	419,500	
87	300,800	367,900	419,800	
88	301,300	369,000	420,000	
89	301,700	370,100	420,200	
90	302,300	371,200	420,500	
91	302,800	372,300	420,800	
92	303,300	373,400	421,000	
93	303,600	374,500	421,200	
94	304,100	375,700	421,500	
95	304,600	376,800	421,800	
96	305,000	377,900	422,000	
97	305,400	378,900	422,200	
98	305,900	379,900	422,500	
99	306,400	380,800	422,800	
100	306,800	381,700	423,000	
101	307,200	382,500	423,200	
102	307,600	383,500	423,500	
103	308,000	384,400	423,800	
104	308,300	385,300	424,000	
105	308,500	386,100	424,200	
106	308,800	387,000		
107	309,100	387,900		
108	309,300	388,800		
109	309,500	389,600		
110	309,700	390,600		
111	310,000	391,500		
112	310,300	392,400		
113	310,500	393,000		
114	310,700	393,900		
115	310,900	394,800		
116	311,200	395,700		

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

	117	311,500	396,500			
	118	311,700	397,200			
	119	312,000	398,000			
	120	312,300	398,800			
	121	312,500	399,400			
	122	312,700	400,100			
	123	312,900	400,800			
	124	313,200	401,400			
	125	313,500	402,000			
	126		402,700			
	127		403,200			
	128		403,800			
	129		404,400			
	130		405,000			
	131		405,500			
	132		406,000			
	133		406,300			
	134		406,600			
	135		406,900			
	136		407,200			
	137		407,500			
	138		407,800			
	139		408,100			
	140		408,400			
	141		408,700			
	142		409,000			
	143		409,300			
	144		409,600			
	145		409,800			
	146		410,100			
	147		410,400			
	148		410,600			
	149		410,800			
	150		411,100			
	151		411,400			
	152		411,600			
	153		411,800			
	154		412,100			
	155		412,400			
	156		412,600			
	157		412,800			
定年前任用 短時間勤務 職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 231,700	円 278,000	円 305,400	円 332,000	円 413,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第三条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

に改正する。

改正後

附則

(給料に関する経過措置等)  
第三条 改正後の市町給与条例第三条第一項第一号イ及び別表第一の規定にかかわらず、同表に掲げる給料月額については、当分の間、同表に掲げる給料月額(同表備考に定める加算額を加算した後の給料月額をいう。)に百分の百・五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を同表に掲げる給料月額とする。

2 (略)  
3 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年広島県条例第三十六号)第十八条の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「令和四年改正後市町給与条例」という。)附則第五項の規定が適用される者については、同項中「百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)」とあるのは、「百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)」とあるのは、「百分の百・五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。

4 令和四年改正後市町給与条例附則第七項の規定が適用される者については、同項中「給料月額に」とあるのは「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(令和元年広島県条例第三十七号)附則第三条第一項の規定を適用しない場合の給料月額に」とし、「とする。」「とあるのは「とする。」に百分の百・五を乗じて得た額(その額に端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。

4 令和四年改正後市町給与条例附則第七項の規定が適用される者については、同項中「給料月額に」とあるのは「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(令和元年広島県条例第三十七号)附則第三条第一項の規定を適用しない場合の給料月額に」とし、「とする。」「とあるのは「とする。」に百分の百・五を乗じて得た額(その額に端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。

第四条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年広島県条例第二十七号)附則第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「同日において受けていた給料月額に百分の百・五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。ただし、令和四年改正後市町給与条例附則第五項の規定が適用される者についての市町立学校職員

改正前

附則

(給料に関する経過措置等)  
第三条 改正後の市町給与条例第三条第一項第一号イ及び別表第一の規定にかかわらず、同表に掲げる給料月額については、当分の間、同表に掲げる給料月額(同表備考に定める加算額を加算した後の給料月額をいう。)に百分の百・三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を同表に掲げる給料月額とする。

2 (略)  
3 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年広島県条例第三十六号)第十八条の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「令和四年改正後市町給与条例」という。)附則第五項の規定が適用される者については、同項中「百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)」とあるのは、「百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。)」とあるのは、「百分の百・三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。

4 令和四年改正後市町給与条例附則第七項の規定が適用される者については、同項中「給料月額に」とあるのは「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(令和元年広島県条例第三十七号)附則第三条第一項の規定を適用しない場合の給料月額に」とし、「とする。」「とあるのは「とする。」に百分の百・三を乗じて得た額(その額に端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。

4 令和四年改正後市町給与条例附則第七項の規定が適用される者については、同項中「給料月額に」とあるのは「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年広島県条例第二十七号)附則第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「同日において受けていた給料月額に百分の百・三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。ただし、令和四年改正後市町給与条例附則第五項の規定が適用される者についての市町立学校職員

第四条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(平成二十八年広島県条例第二十七号)附則第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「同日において受けていた給料月額に百分の百・三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。ただし、令和四年改正後市町給与条例附則第五項の規定が適用される者についての市町立学校職員



<p>の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例附則第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「同日において受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例附則第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「同日において受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）に百分の百・三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第四条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する。 る条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>第四条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する。 る条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>
<p>改正後</p> <p>附則</p> <p>第三条及び第四条 削除</p>	<p>改正前</p> <p>附則</p> <p>（給料に関する経過措置等）</p> <p>第三条 改正後の市町給与条例第三条第一項第一号イ及び別表第一の規定にかかわらず、同表に掲げる給料月額については、当分の間、同表に掲げる給料月額（同表備考に定める加算額を加算した後の給料月額をいう。）に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を同表に掲げる給料月額とする。</p> <p>2  職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第三十六号。以下「令和元年一部改正条例」という。）附則第三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。</p> <p>3  職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年広島県条例第三十六号）第十八条の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「令和四年改正後市町給与条例」という。）附則第五項の規定が適用される者については、同項中「百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）」とあるのは、「百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端</p>

数があるときは、その端数を切り捨てた額」とする。  
4| 令和四年改正後市町給与条例附則第七項の規定が適用される者については、同項中「給料月額に」とあるのは「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第三十七号）附則第三條第一項の規定を適用しない場合の給料月額に」とし、「とする。」とあるのは「とする。」に百分の百・五を乗じて得た額（その額に端数があるときは、その端数を切り捨てた額。」とする。

4| 令和四年改正後市町給与条例附則第七項の規定が適用される者については、同項中「給料月額に」とあるのは「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第二十七号）附則第三條第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは、「同日において受けていた給料月額に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。ただし、令和四年改正後市町給与条例附則第五項の規定が適用される者については、市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例附則第三條第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「同日において受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。）に百分の百・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とする。  
2| 令和元年一部改正条例附則第三條第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

## 附 則

### （施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は令和七年四月一日から、第四条の規定は令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の市町給与条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

### （号給の切替え）

第二条 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例別表第一の給料表の適用を受けていた職

員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）及び切替日の前日においてその者が受けていた号給に応じて附則別表に定める号給とする。

（給与の内払）

第三条 改正後の市町給与条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の市町給与条例の規定による給与の内払とみなす。

**附則別表（附則第2条関係）**

号 給 の 切 替 表

旧号給	旧級		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17

34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	

83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		